

## 行政評価条例の概要について

### 1 主な経過

|       |     |                                                       |         |
|-------|-----|-------------------------------------------------------|---------|
| 平成18年 | 4月  | 政策評価制度評議会で審議                                          |         |
|       | 11月 | 政策評価制度評議会、事務事業評価委員会及び公共事業再評価委員会それぞれの代表者による会議を開催して意見聴取 |         |
| 平成19年 | 1月  | 市長年頭記者会見で広報発表                                         |         |
|       | 2月  | 政策評価制度評議会で審議                                          |         |
|       | 3月  | パブリックコメントを実施                                          | ➤参考資料P6 |
|       | 5月  | 市会で可決                                                 | ➤参考資料P9 |
|       | 6月  | 施行                                                    |         |

### 2 条例の趣旨

市民の目線を大切にし、効果的で効率的な市政を進めるために実施してきた行政評価を恒久的、継続的なものとするとともに、各評価制度について総合的かつ体系的な仕組みを構築するため、基本的な事項を定める。

### 3 条例の対象となる評価制度

政策評価制度、事務事業評価制度、公共事業評価制度、交通事業事務事業評価制度、上下水道事業経営評価制度、学校評価システム及び外郭団体経営評価システムの7つの評価制度

### 4 条例の主な意義と特徴

#### (1) 総合的・体系的な評価の仕組みの構築

- ア 7つの評価制度を網羅する仕組みを条例により制度化
- イ 各評価制度を条例に位置付け、恒久的・継続的な取組に
- ウ 各評価制度共通の目的、基本原則等の総合的・体系的な仕組みを構築。併せて、複数の行政評価に関連する事項を調査、審議する行政評価調査会議を設置。

参考資料➤P10

#### (2) 効果的・効率的な評価手法とその活用

- ア 客観性・公平性を担保する「合理的な手法の原則」を規定
- イ 評価結果を予算編成、企画立案、人事管理、組織管理等に積極的に活用する「積極的な活用の原則」を規定
- ウ 間断なく評価手法の充実に取り組む「継続的な創意工夫の原則」を規定

### （３）市民参加による評価の実現

ア より市民意識を反映させるため，評価結果を市会や市民の皆様へ公表することを規定

イ 評価方法や結果に対する市民の皆様の意見・提案を募集，対処結果を公表する「市民意見申出制度」を創設

参考資料＞P 11

#### 条例による行政評価の仕組み（イメージ図）

